

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	さいたま市SDGs企業認証審査会
2 会議の開催日時	令和3年8月3日(火)午後2時～午後4時
3 会議の開催場所	オンライン会議
4 出席者名	会田浩一委員、黒金英明委員、齋藤邦裕委員、高杉葉子委員、辻仁成委員、永沢映委員、西田陽光委員、藤田香委員、水出祐子委員、梁井裕子委員
5 欠席者名	井上昌美委員、齋藤政春委員
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 令和3年度第1回さいたま市SDGs企業認証審査について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	情報公開条例第23条第1号及びさいたま市SDGs企業認証審査会条例第6条により公開しないこととされているため。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	令和3年度第1回さいたま市SDGs企業認証審査について、申請企業32社について認証妥当とする。
10 問合せ先	経済局 商工観光部 経済政策課 電話番号：048-829-1362
11 その他	

令和3年度第1回さいたま市SDGs企業認証審査会
次第

日時 令和3年8月3日（火）
午後2時15分～3時30分
場所 さいたま市役所特別会議室

- 1 開会
- 2 委員長選出
- 3 議事
- 4 その他連絡事項
- 5 閉会

○配付資料

- ・委員名簿
- ・SDGs企業認証審査の視点について
- ・令和3年度第1回さいたま市SDGs企業認証制度申請一覧
- ・チェックリスト及び自己評価シート

○参考資料

- ・さいたま市SDGs企業認証審査会条例
- ・さいたま市SDGs企業認証制度要綱
- ・さいたま市SDGs推進マニュアル

さいたま市SDGs企業認証審査会委員名簿

(令和3年8月3日現在)

あいだ 会田	こういち 浩一	公益財団法人さいたま市産業創造財団常務理事
いのうえ 井上	まさみ 昌美	株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング 地方創生事業部 シニアコンサルタント
くろがね 黒金	ひであき 英明	さいたま商工会議所事務局長
さいとう 齋藤	くにひろ 邦裕	埼玉縣信用金庫地域創生部長
さいとう 齋藤	まさはる 政春	株式会社武蔵野銀行地域サポート部長
たかすぎ 高杉	ようこ 葉子	株式会社クレアン サステナビリティ・コンサルティンググループ
つじ 辻	ひろしげ 仁成	株式会社埼玉りそな銀行さいたま営業部 営業第二部長
ながさわ 永沢	えい 映	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポ ートセンター代表理事
にしだ 西田	ようこう 陽光	一般社団法人次世代社会研究機構代表理事
ふじた 藤田	かおり 香	株式会社日経BP 日経ESG シニアエディター
みずいで 水出	ゆうこ 祐子	水出社会保険労務士事務所長
やない 梁井	ひろこ 裕子	一般財団法人CSOネットワーク サステナビリティコミュニケーター

(五十音順・敬称略)

SDGs企業認証審査の視点について

分類	項目	内容	必須
申請書類		申請書、宣誓書、税申告書、登記簿謄本・開業届、チェックリスト、パンフレット等	必須
マストSDGsチェックリスト	全般	マストSDGsのチェック項目全てにチェックがついている	必須
ベーシックSDGsチェックリスト	全般	95項目中50%（48項目）以上	必須
チャレンジSDGsチェックリスト	目標	3つ以上設定されているか	必須
		タイプ3の目標が1つ以上設定されているか	必須
		目標達成年限までに実現可能な目標であるか	
	関係するSDGsのゴール	設定した目標がSDGsの各ゴールに関連付けられているか	
	目標達成年限	原則として、認証期間の末で設定	
	目標達成に向けた取組内容	目標達成に向けた具体的な内容（誰が、誰に、どこで、何を、どうする）が記載されているか	
		取り組みの結果、「目標」で掲げた内容が達成されるというストーリーが描けているか	
KPI	原則として、定「量」的な指標となっているか（数値であること）		
	目標達成への道筋（中間指標）を示したものとなっているか		
	「目標達成に向けた取組内容」を「目標達成年限」まで実施した際に、達成が可能な現実的な数値となっているか		
チャレンジSDGs目標自己評価シート	全般	3つ以上の評価軸で自己評価を行っているか	必須
		「アウトサイド・イン」、「本業の活用」、「地域貢献度」のうち、少なくとも1つ以上の評価軸で自己評価を行っているか	必須
	アウトサイド・イン	アウトサイド・インアプローチの考え方に基づいた理由を記載しているか	
	本業の活用	自社の本業（得意分野）を通じた取組であることがわかる内容が記載されているか	
	地域貢献度	目標や取組がさいたま市域を対象として行われ、市域により影響を与えるものとなっているか	
	誰一人取り残さない	目標や取組が、社会的に弱い立場におかれた人々にも焦点を与えているものか。	
		積極的に、格差や不平等等の解消をはかる取組となっているか。 または、取組の中で発生する負の影響を受けるステークホルダーを想定し、負の影響を補える取組となっているか	
	パートナーシップ	従業員参加で取り組む内容となっているか。または、取引先や関係団体、官公庁、地域住民とのパートナーシップで取り組むことが記載されているか	
統合性	目標や取組がSDGsの17のゴールのうち、複数のゴールに対する視点をもっているか(チャレンジSDGsチェックシートの関係するSDGsのゴールで複数該当となっているか)		

※審査については、①マストSDGs、ベーシックSDGsについて審査基準となるチェック数を満たしているか②目標設定は適切か③自己評価は適切になされているかという視点で審査を行う。②、③については、目標の中身は企業によってそれぞれ設定するものであるので基本的には申出のとおり(取り組み姿勢を審査)とし、上記視点で検討されているかを確認いただく。

さいたま市条例第12号

さいたま市SDGs企業認証審査会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、持続可能な開発目標を達成するための取組を実践する市内企業等の認証について審査し、及び当該認証制度の推進に関し必要な事項について調査審議するため、さいたま市SDGs企業認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業政策又は企業経営に関し識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 審査会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、審査会に諮って会議を公開することができる。

(部会)

第7条 審査会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(さいたま市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

2 さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成26年さいたま市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
執行機関	附属機関	担当事務	委員の	委員の構成	委員の	執行機関	附属機関	担当事務	委員の	委員の構成	委員の

		定数	任期
市長	[略]		
	さいたま市健康科学研究センター倫理委員会	[略]	
	[略]		
	[略]		

		定数	任期
市長	[略]		
	さいたま市健康科学研究センター倫理委員会	[略]	
	さいたま市CSR推進会議	15人以内	(1) 産業政策又は企業経営に関し識見を有する者 (2) 関係団体の代表者 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
	[略]		
	[略]		

さいたま市SDGs企業認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の理念を尊重し、経済・社会・環境の3つの分野を意識した経営を実践する企業等を、市がさいたま市SDGs認証企業（以下「認証企業」という。）として認証し、認証企業の成長及びその取組を支援することにより、市内企業等の持続的な成長及び地域経済の持続可能な発展を図ることを目的とする。

(認証資格)

第2条 さいたま市SDGs企業認証（以下「認証」という。）を受けることができる者は、市内に本社、本店、支店、営業所等の事業所を有し、市内において事業を営む者で、次に掲げるもの（以下「市内企業等」という。）とする。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社
- (2) 個人事業主
- (3) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合
- (4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、認証を受けることができない。

- (1) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
- (3) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (4) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法

行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

- (5) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する者
- (7) 第1号から前号までに掲げる者に準ずる者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行っていると思われる者

（認証基準）

第3条 認証に関する基準（以下「認証基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市内企業等が事業を行う上で遵守しなければならない項目及び認証を取得するための必須項目として別表第1に掲げる項目について、全て該当すること。
 - (2) 市内企業等が原則として業種や規模に関わらず実践することができるSDGsの取組として別表第2に掲げる項目（当該市内企業等に該当しない自己診断に係る項目を除く。）について、50パーセント以上該当すること。
 - (3) 市内企業等による自社のSDGsの取組に係る目標等として別表第3に掲げる項目を3つ以上設定し、そのうち1つ以上について申請企業独自の目標を設定した上で、その独自の目標についてアウトサイド・イン、本業の活用及び地域貢献度のいずれか1つ以上を含む3つ以上の評価項目が該当すること。
- 2 市内に本社又は本店を有しない市内企業等の前項第3号の基準に係る独自の目標は、専ら市内に対してその効果が発揮されるものでなければならない。

（申請手続き）

第4条 認証を受けようとする者（以下「申請企業」という。）は、次の各号に掲げる書類により市長に申請しなければならない。

- (1) さいたま市SDGs企業認証申請書（様式第1号）
- (2) さいたま市SDGs企業認証に係る誓約書（様式第2号）
- (3) さいたま市SDGs企業認証に係るチェックリスト自己診断結果票（様式第3号）

(4) 会社案内、パンフレットその他の申請企業の事業内容を紹介するもの
(さいたま市SDGs企業認証審査会による認証審査)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、さいたま市SDGs企業認証審査会条例（令和3年さいたま市条例第12号）に規定するさいたま市SDGs企業認証審査会（以下「審査会」という。）に対し、申請企業の審査を付するものとする。

2 審査会は、申請内容について認証基準により審査し、その結果を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(認証の決定)

第6条 市長は、前条第2項の報告を踏まえ、認証の可否を判断するものとする。

2 市長は、前項の場合において認証基準に適合すると判断したときは、認証を決定し、さいたま市SDGs認証企業認証書（様式第4号）を申請企業に交付するものとする。

3 市長は、第1項の場合において認証基準に適合しないと判断したときは、さいたま市SDGs企業認証の申請に係る結果通知書（様式第5号）により、その旨を申請企業に通知するものとする。

(認証内容の変更等)

第7条 認証企業は、さいたま市SDGs企業認証申請書の記載事項に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたときは、さいたま市SDGs企業認証申請事項変更届（様式第6号）に当該変更内容を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 認証企業は、市内企業等でなくなった場合又は第2条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに市長に連絡しなければならない。

(認証後の活動報告)

第8条 認証企業は、認証を受けた日以後の最初の4月1日以降、市長が別に定める期間内に、前年度に行ったSDGsの取組等について、さいたま市SDGs認証企業レポート（様式第7号。以下「レポート」という。）を、年度ごとに市長が別に定める期間内において、市長に提出しなければならない。

(認証期間)

第9条 認証の有効期間は、認証を受けた日から4年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(認証の更新)

第10条 前条の規定により認証の有効期間が満了する場合において、継続して認証を受けようとする認証企業は、当該認証の有効期間が満了する年度において市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類により市長に認証の更新の申請を行わなければならない。

(1) さいたま市SDGs企業認証更新申請書(様式第8号)

(2) さいたま市SDGs企業認証に係る誓約書

(3) さいたま市SDGs企業認証に係るチェックリスト自己診断結果票

(さいたま市SDGs企業認証審査会による更新審査)

第11条 市長は、前条の規定による更新の申請を受けた場合は、審査会に対し、前条の申請を行った者(以下「更新申請企業」という。)の審査を付するものとする。

2 審査会は、申請内容について認証基準により審査し、その結果を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(更新の決定)

第12条 市長は、前条第2項に規定する審査の結果を踏まえ、更新の可否を判断するものとする。

2 市長は、前項の場合において認証基準に適合すると判断したときは、更新を決定し、さいたま市SDGs認証企業認証書を更新申請企業に交付するものとする。

3 市長は、第1項の場合において認証基準に適合しないと判断したときは、さいたま市SDGs企業認証の更新に係る結果通知書(様式第9号)により、その旨を更新申請企業に通知するものとする。

(更新の場合の認証期間)

第13条 認証の更新を受けた場合の認証の有効期間は、更新を決定した日から4年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(申請企業及び更新申請企業に対する調査等)

第14条 市長は、第4条又は第10条の規定による申請があったときは、第4条各号又は第10条各号に掲げる書類に記載された事項に関して、現地調査を実施し、

及び必要に応じて資料の提出を求めることができる。

2 市長は、申請企業又は更新申請企業に対し、前項の規定による現地調査及び同項の規定により提出された資料の内容に関する説明又は意見を聴くことができる。

3 市長は、申請企業又は更新申請企業に対し、必要に応じて第4条各号又は第10条各号に掲げる書類に記載された事項の修正又は追加を求めることができる。

(認証の取下げ)

第15条 認証企業は、認証の取下げをしようとするときは、さいたま市SDGs企業認証取下願(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第16条 市長は、認証企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する認証資格を満たさなくなったとき。

(2) 第8条の規定により提出されたレポートにおいて、認証基準のうち第3条第1号又は第2号の要件を満たさなくなったとき。

(3) 第8条の期間までにレポートを提出しなかったとき。

(4) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適格と判断したとき。

2 市長は、認証企業が前項第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、認証を取り消す前に、認証企業に対して、必要に応じて当該事項を改善するための猶予期間を定めることができる。

(認証企業に対する支援)

第17条 市長は、認証企業に対し、毎年度の予算の範囲内で次に掲げる支援を行うことができる。

(1) 市報又は市ホームページへの掲載、市による印刷物の作成及び配布、認証企業作成チラシの配架、SDGsの取組事例集の作成等による認証企業のPR

(2) さいたま市SDGs企業コミュニティの開催

(3) 専門家派遣等による課題解決支援及びさいたま市SDGs企業支援資金融資による金融支援

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(PRの実施基準)

第18条 前条第1号に掲げる認証企業のPRは、認証企業が主催又は共催するSDGs関連イベント又はその他の認証企業が実施するSDGsに関連する取組について行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、PRを実施しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (5) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又はあたえるおそれのあるもの
- (6) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 認証企業のSDGsの取組において参加者から参加料等を徴収する場合、当該参加料等の金額が、行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市が認証企業のPRをすることが不適當であると認められるもの

(PRに係る手続き)

第19条 市のPRを受けようとする認証企業は、さいたま市SDGs認証企業PR実施申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、認証企業のPRを市が依頼する場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、前条に規定する基準により承諾の可否を決定し、さいたま市SDGs認証企業PR実施決定通知書(様式第12号)により、認証企業に通知するものとする。

3 市長は、認証企業のPRを実施したときは、当該認証企業に連絡及び報告をするものとする。

(PRの内容変更等)

第20条 認証企業は、第19条の規定により申請した内容に変更がある場合は、速

やかに市長に報告しなければならない。市が実施している認証企業のPRを取り下げたい場合も、同様とする。

(PRの取消し)

第21条 市でPRを実施する認証企業のSDGsの取組が、第18条各号のいずれかに該当するものであると判明した場合は、PRの実施を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定によりPRの実施を取り消したときは、さいたま市SDGs認証企業PR実施取消通知書(様式第13号)により認証企業に通知するものとする。

(損害賠償)

第22条 この要綱による認証及び認証企業に対する支援は、認証企業の事業等について市が第三者に対して推奨、協賛等を行うものではなく、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

2 認証企業の事業活動等により、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、当該認証企業は、当該損害賠償債務を引き受けるものとする。

3 この要綱による認証及び認証企業に対する支援を実施し、又は取り消したことにより認証企業に生じた損害に対し、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、令和3年さいたま市告示第583号による廃止前のさいたま市CSRチャレンジ企業認証制度要綱(平成24年さいたま市告示第1157号)の規定によりさいたま市CSRチャレンジ企業の認証を受けている者は、令和3年4月1日において認証を受けたものとみなす。この場合において、第8条中「認証を受けた日以後の最初の4月1日以降」とあるのは、「令和4年4月1日以降」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による認証は、令和4年3月31日までに、改めて第4条から第6条までの規定により認証の決定を得なければ、同日限りその効力を失う。

附 則（令和3年7月19日経商経第1005号）

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。